

志木市職員の懲戒処分について

1 概要

当該職員は、令和元年10月12日（土）に襲来した台風第19号により、災害対策本部が設置され、全職員が対応する中、災害時には陣頭指揮を執る職責にありながら、私的な旅行を優先してこれに当たらなかったことは、市の災害対策の責任者のひとりとして危機管理意識が甘く、著しく不適切な判断と行動であったことから、地方公務員法第29条第1項第2号の規定により戒告としたものです。

また、休暇中の当該職員に対して、災害対策連絡会議の決定事項を伝達しなかった上司2人に対して文書注意を行いました。

《詳細》

当該職員は以前より10月12日（土）から10月15日（火）までの飛行機を利用した私的な旅行を計画しており、10月15日（火）について事前に有給休暇等を届け出していた。その後、台風の接近に伴い、搭乗予定の航空機が運休になるや10月11日（金）午後の鉄道に変えて、10月11日（金）の朝に、当日の午前11時15分からの時間休暇を届け出て、私的な旅行に出かけたものです。

また、上司2人は、10月11日（金）午後4時に災害対策連絡会議で決定した、管理職は12日（土）午前8時集合といった対応等を伝達しませんでした。

災害対応について、当該職員は事前に健康福祉部の他の課長と調整しており、業務に支障は生じませんでした。

2 当該職員

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 所属部署 | 健康福祉部 福祉課 |
| (2) 職名 | 課長 |
| (3) 年齢 | 60歳 |
| (4) 性別 | 女 |

3 処分年月日 令和元年12月1日

4 処分内容 戒告

5 処分による影響額

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 昇給・昇格 | 1年間昇給及び昇格しない |
| (2) 勤勉手当 | 直近の勤勉手当の成績率において、100分の20を減じる。 |

6 尾崎誠一（おざき せいいち）企画部長のお詫びのコメント

災害対策につきましては、市職員として最優先で対応すべきところ、私的用事を優先させたことは、地方自治への信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。

今後につきましては、なお一層、危機管理意識の徹底に努めてまいります。

記者発表資料
令和元年12月4日
志木市企画部人事課
担当者／課長 山崎 仁
電話番号／048-473-1111
内線2110